

新型コロナウイルス感染症に対応した学校教育活動安全対策（ガイドライン）Ver.3

（注）下線を付した箇所が追加・修正部分です。

基本的な感染症対策の徹底（教職員・児童・家庭共通）

- ・ 日常において、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なることを徹底的に避けることはもちろんのこと、1つ1つの条件が発生しないよう十分に配慮します。
- ・ 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用します。また、近距離での会話や大きな声での会話を避けるよう徹底します。
- ・ 十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけます。
- ・ 手洗いやマスク、咳エチケット、換気などの基本的な感染症対策を徹底して行います。
なお、登校後や外から教室等に入る時、トイレや清掃の後、給食の前後、用具や物品を共用する前後など、こまめに手を洗います。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして共用しません。
- ・ 児童及び教職員の毎朝の検温、授業開始時等健康観察を徹底して行います。



I 教職員の勤務について

(1) 健康管理の徹底について

- ・ 十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけます。
- ・ 毎朝の検温、健康をチェックし、出勤後、直ちに「職員健康観察簿」に記載し、管理職が確認します。なお、風邪の症状や発熱、倦怠感や息苦しさがある場合は速やかに管理職に報告し、出勤を控えます。同居する家族に同様の症状が出ている場合も報告し、指示を仰ぎます。
- ・ 身体的距離（1m以上）が十分にとれないときは、鼻と口を覆うマスクを着用し、咳エチケットを徹底します。ただし、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合はマスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなどの対応をします。
- ・ 外から教室等に入る時、トイレや清掃の後、給食の前後など、石けんによる手洗い、アルコールによる手指消毒をこまめに行います。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして共用しません。



(2) 適切な環境の保持について

- ・ 教職員の職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保し、会話の際はできるだけ真正面を避けるようにします。また、職員室等30分に1回以上の喚起を実施します。
- ・ 玄関等に消毒設備（アルコール消毒液など）を設置するとともに多数の者が触れる場所（ドアノブ、受話器等）を中心に定期的な消毒を行います。

(3) 学校行事及び教育活動の実施方法の見直し等

学校行事及び教育活動については時間短縮、延期、中止、さらに参加者の制限や適切な実施場所等十分に検討します。なお、変更については保護者等に連絡し理解・協力を得ます。

2 児童の学校生活について

(1) 登下校について

- ・ 校門や昇降口等での密集が起こらないよう3段階にわたる時差登校を実施します。下校についても密接とならないよう指導します。
- ・ 気温・湿度が高い中でのマスクの着用については、一時的に、マスクを外したり、片耳だけかけて呼吸したりするようにします。

(2) 児童の健康管理の徹底について

【マスクの着用】

- ・ 身体的距離が十分とれないときは、マスクの着用を徹底します。
ただし、次の場合には、身体的距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をしたうえで、マスクを着用する必要はありません。

- ① 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合
- ② 体育の授業
- ③ 日傘をさすなど、身体的距離（1 m以上）が十分に確保され、会話をしない場合

また、児童本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、一時的にマスクを外したり、片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断で適切に対応できるように指導します。



【マスクの取り扱い】

マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウィルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保ちます。

【健康チェック】

- ・ 毎朝、検温、健康チェックを行い個別カードに記入します。登校後、カードを提出し、教職員が確認します。また、毎時間の授業開始時には健康観察を行います。



【こまめな手洗い】

- ・ 登校後や外から教室等に入る時、トイレや清掃の後、給食の前後、用具や物品を共用する前後など、こまめに石けんを使用した手洗いを徹底します。
- ・ 全児童が必ず石けんを使用した手洗いをする時間と場所を割り振り1日2回以上は教職員が見届けます。手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして友達と共用しません。

【咳エチケット】

咳が出るときは、ティッシュ、ハンカチや袖で口、鼻を覆うなど、咳エチケットを守ります。

【換気】

- ・ 休み時間ごとに2方向の窓を広く開けて換気を行います。
- ・ 窓のない部屋は常時入り口を開けておきます。また、使用時は、人の密度が高くならないように配慮します。
- ・ エアコンの使用時もこまめに換気を行います。
- ・ 体育館のような広く天井の高い部屋でも換気を行います。また、換気の程度は必要に応じて学校薬剤師に相談します。



(3) 学習方法や教育活動について

- ・ 朝会など全校児童が集まる活動をはじめ、異学年で集まる活動、学年で集まる活動、また、複数の学級が集まる活動を行わないなど、児童数等の実態に応じて対応します。
- ・ 児童の話し合いや教え合いなどを実施する場合には、一定の距離（1 m以上）を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間などを絞るなどして実施します。
- ・ 指名の際の返事の仕方と必要以上の大きな声での発言について指導します。
- ・ 用具や物品を共用する際は、使用前後に石けんによる手洗いを徹底します。

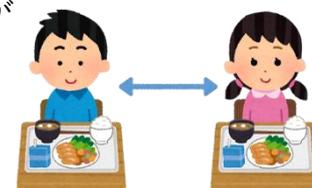
以下の学習等について年間指導計画の中で指導の順序を変更したり、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行ったうえで実施することを検討したりしていきます。

- ① 理科 児童が近距離で活動する実験や観察については、演示や動画の視聴を基本とします。
- ② 音楽 当面の間、感染リスクの少ない電子楽器（キーボード等）で代用したり、打楽器を中心に演奏したりするなど活動内容を工夫します。また、歌う際は、マスクを着用し、人がいる方向に口が向かないようにしたうえで小さな声で行う等の配慮をします。
- ③ 体育 マスクの着用は必要としません。ただし、児童が密集する運動や近距離（1m以内）で組み合ったり接触したりする場面が多い運動は避け、個人や人数で密集せず距離をとって行うことができる運動を行うなど内容を工夫します。
- ④ 家庭 ミシンなどの実習
- ⑤ 生活科・総合的な学習の時間等の校外活動
感染対策を行ったうえで、活動方法、活動場所、活動内容を変更するなど工夫していきます。
- ⑥ クラブ活動や委員会活動は、通常と比べて接触する人数が増えることから内容を工夫していきます。



【給食】

- ① 準備は全員マスクを着用し、口からの飛沫等が食品に付着することなどを防ぎます。「いただきます」のあいさつまではずしません。
- ② 配食時は、児童全員手洗いを行います。
- ③ 下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状がある際、配膳当番は行いません。また、配膳当番は確実な手指の洗浄・消毒を行い、給食着着用の有無を担任が点検します。
- ④ 配膳については、児童が担当するものを限定したり、教員が中心に行ったりするなど工夫します。また個別の献立は自分を取りに行きます。
- ⑤ 配膳を行う児童及び教職員は、健康面、衛生面において、給食当番活動が可能であるかを毎日点検します。
- ⑥ 全員向かい合わず、前を向いて食事します。その際は、食事に集中し、大きな声での会話を控えます。
- ⑦ 手洗い場が密集しないように工夫します。当面歯磨き指導は実施せず、うがいをします。



【清掃活動】

週に3回程度から段階的に児童による清掃に移行していきます。その際は、以下の点に留意し、取り組んでいきます。

- ① 清掃の開始、終了時には、石けんによる手洗いを徹底します。
- ② トイレや体調不良者が発生した教室、密閉となる場所は清掃せず、教職員が行います。
- ③ マスクを着用し、必要最低限の指示以外の発言はせずに少人数、短時間で終了できるように工夫します。
- ④ 可能な範囲で教室等の入口や窓を開けて行います。
- ⑤ ドアノブ、手すり、スイッチなど大勢がよく手を触れる箇所は、1日に1回、教職員が消毒します。

3 児童の心のケアについて

- ・ 学校再開後についても、児童の中には、不安や恐れを抱くなど、依然として心理的なストレスを抱えている児童も存在すると考え、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から児童の状

況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に対応します。

4 児童が感染した場合及び濃厚接触者に特定された場合

- ・ 「三芳小危機管理マニュアル『新型コロナウイルス感染者発生時の対応』」に則り、関係機関との連携、感染防止策の実施等を適切に行います。
- ・ 当該児童については出席停止、他の児童について、濃厚接触者にあたると特定された場合も出席停止とします。その際に下記の点について総合的に考慮し、臨時休業を実施するか、感染した児童及び濃厚接触者の出席停止のみとするか、保健所等からの助言を踏まえ、適切に判断します。教職員についても同様の対応をします。
 - ① 当該感染者の症状の有無
 - ② 学校内における活動の様子
 - ③ 接触者の数
 - ④ 地域における感染拡大の状況
 - ⑤ 感染経路の状況 等

5 学校で児童の発熱を確認した場合

- ・ 登校後発熱等の風邪症状が見られる場合には、速やかに保護者に連絡し、症状がなくなるまで自宅で休養してもらいます。保護者が迎えに来るまでの間、他の者との接触を可能な限り避けるため第2保健室を設置し、教職員の見守りの中、待機します。
- ・ 次の症状がある場合には、保護者が「帰国者・接触者相談センター」等に相談し、検査等を実施した場合は、学校に報告してもらいます。
 - ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。
 - ② 重症化しやすい場合（※¹）発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある。
※¹ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある場合や透析を受けている場合、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている場合。
 - ③ 上記以外の場合で、発熱や咳など比較的軽い症状が続く（※²）
※² 症状が4日以上続く場合は必ず相談する。（症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談する。解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様）

「帰国者・接触者相談センター」（朝霞保健所）	TEL 048-461-0468
「県民サポートセンター」<24時間受付>	TEL 0570-783-770

- ・ その後、もし感染が確認された場合は、保健所が濃厚接触者の特定等、必要な調査を行うことになるので、これに協力します。
- ・ 児童等の中に濃厚接触者が特定された場合には、出席停止の措置を取ります。感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間の出席停止の措置を取ります。
PCR検査等で陰性になった場合でも、保健所等からの助言を踏まえ、健康観察を経たうえで、出席停止を解除します。教職員についても同様です。



6 風邪の症状がみられる場合並びに出席停止等の扱いについて

- ・ 風邪の症状がみられる場合は登校を控えてもらいます。「出席停止扱い」とします。
- ・ 地域レベル2以上の地域となった場合は、同居の家族に発熱、咳などの症状がみられる場合も児童の登校を控えてもらいます。「出席停止扱い」とします。
- ・ 以下の理由による欠席については「出席停止扱い」とします。
 - ①医療的ケアが日常的に必要な児童
 - ②基礎的疾患等のある児童
 - ③感染症予防のために保護者判断による欠席をする児童
- ・ 前述の理由に関わらず、登校を控える際には必ず家庭から学校に連絡をしてもらいます。



7 いじめや偏見による誹謗中傷等について

- ・ 児童に対し、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見が生じないように指導し、児童等の人権に十分配慮します。また、家庭での指導を啓発します。

8 外部からの来校者の制限について

- ・ 感染拡大防止のため、保護者や地域の皆様、ゲストティーチャー、ボランティアの皆様等の来校を制限いたします。諸事情により、外部の来校者を迎える場合は、マスクの着用、手洗いを徹底します。
- ・ 来校者には、氏名や来校時間等を記入してもらいます。
- ・ 業者については、全て職員玄関で対応します。
- ・ 教育相談や児童の送迎など、保護者が来校する場合は必ずマスクを着用してもらいます。

9 熱中症予防対策について

- ・ 「三芳小危機管理マニュアル『9 熱中症対策』」に基づき迅速かつ丁寧な対応をします。
- ・ 熱中症の発生が予見される環境下で活動する場合には、気象庁の情報や環境省の熱中症予防情報サイトの暑さ指数等の情報に十分留意し、気温、湿度等の環境条件に配慮して教育活動を実施します。
- ・ 最高気温が35度以上の予報が出された場合には、活動の中止、延期、見直しを検討し、児童の安全確保に万全の対策を講じます。
- ・ 熱中症は、気温にかかわらず発生する傾向があるため、長時間に及ぶ活動や激しい活動を避けます。また、屋外のみならず屋内においても発生する可能性があるため、換気を十分行うなどの屋内環境の整備に努めます。
- ・ 屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、マスクを外すようにします。
- ・ マスクを着用している場合は、強い負荷の作業や運動は避け、こまめに水分補給をします。
- ・ 9月末日までの登下校はランドセルの代わりにリュックサックを使用してもよいことにします。

